

平成25年度 宮城県環境影響評価マニュアル追補版の作成について

- 風力発電所設置事業関連 -

1 これまでのマニュアル策定状況

年度	環境影響評価マニュアル名	備考
H1 1	宮城県環境影響評価マニュアル	
H1 3	動物・植物・生態系	
H1 4	公害質（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）	
H1 5	事後調査	冊子としては一体
H1 6	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H1 7	環境保全措置	
H1 8	方法書	
H1 9	準備書・評価書	
H2 0	動物・植物・生態系	
H2 1	大気・水・土壌その他の環境	
H2 2	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H2 3	震災により休止	
H2 4	環境保全措置・事後調査	
H2 5	風力発電所設置事業の追加に関連する追補版	

平成19年度に条例施行規則及び技術指針の改正が行われており、平成18年度から当該改正を反映した改訂が行われてきたが、平成24年度の改訂で一巡したところ。

現在は、6冊のマニュアルで運用されている。

2 追補版の内容

(1) 作成の方法

現在運用しているマニュアルを横断的に見直し、風力発電所設置事業に係る環境影響評価を進める上で既存のマニュアルでは不足する部分を抽出する。

の不足部分に関連する最新の知見に基づく調査・予測・評価・環境保全措置の方法や事例等について、既存の手引きや報告書等を踏まえて整理する。

(3) 追補版の概要

風力発電所設置事業の特徴

騒音・低周波音

- ・ 風車騒音に係る予測式について、NEDO マニュアル等の記述を引用。
- ・ 評価方法について、既存の調査報告書における参考値を明示。

新項目

風車の影（シャドーフリッカー）

- ・ 調査、予測の手法について、既存マニュアル(大気・水・土壌その他の環境)の日照障害に係る記述を踏まえて整理。
- ・ 風車に係る日影図^{ひかげず}を例示するとともに、海外の評価基準値を紹介。

新項目

電波障害

電波障害に係る調査・予測・評価の手法について、既存文献を元に整理。

景観

景観については、基本的には既存のマニュアルに即して調査・予測・評価を行うが、風車が及ぼす景観へのインパクトが大きいため、風車特有の事業特性に即した留意事項や参考事例を掲載。

動物

既存のマニュアルに記載の無いバードストライクに係る調査・予測・評価の手法について、既存の手引きを整理・要約するかたちで記載。

風害

風力発電所の設置に伴い、風下側の風速が弱くなった事例をコラムにおいて紹介。

3 追補版作成のスケジュール

時 期	内 容
5月24日	環境影響評価マニュアル検討部会委員 指名（技術審査会会長が指名）
5月31日	環境影響評価マニュアル追補版作成業務 契約締結（（株）復建技術コンサルタント）
6～8月	環境影響評価マニュアル追補版素案作成 <u>委託</u>
10月9日	第1回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・ 追補版作成の主旨と作業スケジュールの説明 ・ 素案の説明と意見聴取
10～11月	素案の修正（修正案の作成） <u>委託</u>
12月中旬	第2回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・ 修正案の説明
H26年1月	修正案の再修正（追補版原案の作成） <u>委託</u>
2月	印刷配布（自前印刷）

平成25年2月頃に開催を予定している環境影響評価技術審査会（親会）において、追補版作成にかかる進捗状況等について適宜報告する。

4 環境影響評価技術審査会の運営に関する規程（抄）

（趣旨）

第1条 この規程は、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9条。以下「条例」という。）第54条の規定に基づき、宮城県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（参考人の意見の聴取）

第2条 技術審査会は、必要があると認める時は、参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

（技術審査会の会議の傍聴）

第3条 会長は、技術審査会の会議（以下単に「会議」という。）の会場において事務局の職員に傍聴を申し出た者に会議の傍聴を許すものとする。

2 会議の傍聴定員は、10人とする。ただし、審議内容の重要性が高いと認められる場合は、適宜増員することができる。

3 会長は、会議ごとに、あらかじめ、傍聴定員のうち報道関係者以外の者の人数が占める割合を定めることができる。

4 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に対し、必要な指示をし、又は事務職員を指示させることができる。

（議事録）

第4条 会長は、会議ごとに、議事録を事務局の職員に作成させるものとする。

（部会）

第5条 技術審査会は、所掌事務を調査させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、技術審査会の委員及び専門委員の中から、会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告する。

6 部会の会議は、当部会に属する委員及び専門委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

7 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「技術審査会」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。